

【報告基準日】

- ・ 平成27年3月1日

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書**1. 資産名称**

古都鎌倉の寺院・神社ほか
(平成24年推薦時資産名称:「武家の古都・鎌倉」“Kamakura, Home of the SAMURAI”)

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

神奈川県 横浜市・鎌倉市・逗子市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物 遺跡 (文化的景観の適用未定)

4. 資産の概要

改訂推薦書における資産の概要は現在検討中である。
平成24年提出の推薦書においては以下のとおりである。

「武家の古都・鎌倉」は、日本において、古代社会の貴族支配から中世・近世と続く武家支配への移行という大変革をもたらした政権が、戦士階級に属した武家によって樹立され、彼らが構築・運営した政治支配体制の中から、東アジア世界における活発な人的・物的交流の影響により、構成に大きな影響を及ぼした武家文化が生み出された地である。

世界初の武家政権所在地として整備された鎌倉は、武家が「三方を山に囲まれ、一方を海に開く」要害の地を選び、当時の土木技術を駆使して自然地形に積極的な働きかけを行って造られた。武家は意図的に山稜部及び谷間に、政治理念の構築や権力強化に利用した神社や寺院、それらと組み合わせて全体として効果を発揮させた居館、交通路、港などを防御上、行政上、物流上の拠点として機能的に多数配置した。そのため、鎌倉では、固有の社寺景観や日本における初期大禅宗寺院伽藍の見本を伴いながら、要害的地形(山稜部)と一体となった世界的に希有な政権所在地が形成されたのである。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

- (1) 暫定一覧表記載から平成26年4月25日世界文化遺産特別委員会報告
時点(基準日:平成26年3月1日)までの取組・体制整備の状況
- 平成19年7月27日 神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進会議の設置
- 平成19年7月27日 神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会の設置
- 平成19年9月21日 「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書原案作成委員会等の設置
- 平成20年7月28日 候補資産の文化財指定完了
- 平成21年1月29日～2月1日 第1回国際専門家会議の開催

平成 21 年 7 月 30 日～8 月 2 日 第 2 回国際専門家会議の開催
平成 21 年 10 月 5 日 文化庁長官への推薦要請（知事・鎌倉市長）
平成 21 年 11 月 30 日「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書作成委員会の設置（委員長：清水眞澄三井記念美術館館長 副委員長：五味文彦放送大学教授）
・文化庁との協働…委員に主任調査官を加えるとともに、学識・関係調査官、国県市関係事務官による作業部会（プロジェクトチーム）を設置する。

平成 22 年 1 月 12 日 第 1 回作成委員会の開催（第 2 回：平成 22 年 3 月）
平成 22 年 3 月 31 日 候補資産の個別保存管理計画策定完了
平成 22 年 4 月 1 日 県に「文化遺産課世界遺産登録推進グループ」設置
平成 22 年 6 月 23・24 日 第 3 回国際専門家会議の開催
平成 22 年 10 月 4 日 文部科学大臣・文化庁長官への要望活動（知事・鎌倉市長）
平成 23 年 3 月 10 日・11 日 第 4 回国際専門家会議の開催
平成 24 年 1 月 25 日 世界遺産条約関係省庁連絡会議において、日本政府として「武家の古都・鎌倉」の世界遺産への推薦について決定
平成 24 年 9 月 24 日～27 日 イコモス（国際記念物遺跡会議）調査員による現地調査の実施
平成 25 年 4 月 30 日 イコモスから世界遺産委員会に「不記載」の評価結果及び勧告通知を受ける。
平成 25 年 5 月 27 日 4 県市首長による世界遺産推薦の取下げ要請
平成 25 年 6 月 4 日 世界遺産条約関係省庁連絡会議において、日本政府として「武家の古都・鎌倉」の世界遺産推薦の取下げ決定

（2）平成 26 年 4 月 25 日世界文化遺産特別委員会報告以降、本報告書作成時点（基準日：平成 27 年 3 月 1 日）までの取組・体制整備の状況

平成 26 年 6 月 11 日 「『武家の古都・鎌倉』に対するイコモス勧告の検証について」を公表

6. 推薦に向けた課題

再推薦にあたっては確実な登録を期するため、コンセプト及び構成資産について慎重に検討する必要がある。

検討にあたっては、イコモス勧告の分析で不記載要因と分析した次の 3 点に留意する必要がある。

- ・イコモスから都市全体を構成資産として評価された結果、武家政権などを示す物的証拠が不足
- ・個々の構成資産と国内外文化財との比較研究に基づく、価値の説明が不足
- ・国内的価値に留まらない世界的普遍性を訴える説明が不足

また、構成資産となる可能性を有する社寺等の所有者はもとより、県民、市民、関係団体などのご理解、ご支援をいただきながら、一体となって進めていくことが必要である。

7. 基準の適用

改訂推薦書における適用基準については現在検討中である。

なお、平成 24 年提出の推薦書においては以下のとおりである。

- iii) 「武家の古都・鎌倉」は、戦闘集団であった武家が、新たな根拠地として政権を樹立した土地である。武家は、既存の貴族政権から独立した権力と支配を確立するとともに、権力と支配の更なる強化を目的として、13 世紀半ば過ぎから中国伝来の禅宗を積極的に摂取し、後世において日本を代表する思想として発展する「禅」として成立させたことを筆頭に、中国文化との交流などを背景として独自の文化を築き上げた。

武家は、鎌倉において、国家祭祀権を行使する場としての鶴岡八幡宮をみずから造営し経営したことを始めとして、政治理念の構築や権力強化に利用した神社・寺院、それらと組み合わせて鎌倉全体としての防御機能を果たす武家館、切通、港などを、鎌倉の特徴的な地形を利用しつつ造営した。また、特に寺院においては、茶道や禅といった文化的諸要素も醸成された。

したがって、「武家の古都・鎌倉」は日本国全体を以降約 700 年間にわたって武家が支配する出発点となった、世界で初めての武家政権が存在した証左であるのみならず、その支配体制及び文化的側面の両面、即ち「武家文化」がここに創出されたことを示す、唯一無二の物証である。

- iv) 日本において鎌倉時代までの政権所在地は、奈良や京都のように、当時の東アジアで大きな影響力のあった中国の都城制の模倣による造営であったが、武家は 12 世紀末、世界で初めて一国の政権所在地を三方を山に囲まれ一方を海に開く「鎌倉」に樹立した。そこでは、政治理念の構築や権力強化に利用された神社や寺院が、機能的に多数配置され、周囲を取り巻く山稜部と一体となった世界的にも希有な政権所在地が形成された。

神社や寺院は周縁部の自然と一体となった静寂な宗教空間を有する独特な社寺景観を呈した。中でも禅宗寺院からは、中国の南宋五山の形式を踏襲しつつも、造成された狭隘な土地の制約から、より直線的な配置を強調する日本の初期大禅宗寺院の伽藍の基準が生まれた。

したがって、「武家の古都・鎌倉」は、武家が自然地形に積極的に働きかけ、機能的な政権所在地を整備した結果、鎌倉固有の社寺景観の見本、日本における初期大禅宗寺院伽藍の見本を伴いながら形成された世界でも希に見る政権所在地の類型である。

8. 真実性／完全性の証明

改訂推薦書における真実性・完全性については現在検討中である。

なお、平成 24 年提出の推薦書においては以下のとおりであるが、イコモス勧告においては構成資産すべての真実性及び社寺等一部の完全性は認められた。

- (1) 「武家の古都・鎌倉」の完全性

『世界遺産条約履行のための作業指針(以下「作業指針」)』第 88 項－ a ～ c 項に基づき、高い完全性を有している。

- a 推薦資産の範囲は、資産が持つ顕著な普遍的価値の完全性を保持する範囲として十分である。
- b 推薦資産は武家による政権所在地及び類似希有な社寺景観の類型を含み、「資産の重要性を継承する全ての諸要素・過程」の観点からの完全性を十分に保持している。
- c 推薦資産の全体は、武家が初めて築いた一国の政権所在地を構成するために不可欠の諸要素及びそこで発祥した「武家文化」を構成する宗教、芸術、精神性を示す諸要素を良好な状態の下、過不足なく含

み、緩衝地帯についても、負の影響を与える可能性のある行為に対して適切な法的規制を行うとともに、包括的保存管理計画の中で保全又は改善のための対策を明示している。

(2) 「武家の古都・鎌倉」の真実性

a 鎌倉の基本的な構造は、現在も変わりなく引き継がれている。また、文献的な調査研究及び考古学などの調査研究の蓄積から、当初からの機能・構成が保持されていることが確認できる。

b 社寺境内及び考古学的遺跡については、『作業指針』第 82 項に示された文化遺産の評価に適用される真実性の 8 つの属性中、次の 5 つの観点から証明できる。

「意匠・形態」:『吾妻鏡』他の文献資料により、その成り立ちや立地環境などを知ることができ、考古学的調査の蓄積により裏付けがなされている。

「材料・材質」:考古学的遺跡については、いずれも地中の安定した条件下に保存されており、現在に至るまで材料・材質がそのまま保持されている。

「用途・機能」:現在でも宗教活動を続けている社寺や、生活道路として活用されている切通など、全体として用途・機能については高いレベルで維持されている。

「位置・環境」:往時の建物配置・庭園等との位置関係を保持していることが、文献資料や発掘調査等により確認されている。また、山稜部と一体となって保存されていることにより、周辺環境とともに往時の姿を今日に伝えている。

「精神性・感性」:今なお宗教活動を継続している社寺等や、生活道路として機能している交通遺跡など、各資産の持つ生活の中での位置付けや精神的意義についても、維持されている。

c 社寺境内及び考古学的遺跡については、『作業指針』第 82 項に示された文化遺産の評価に適用される真実性の 8 つの属性中、次の 6 つの観点から証明できる。

「意匠・形態」:社寺の主要伽藍については、当初の機能を維持しながら基本的な規模・形態・意匠を踏襲して修理・再建が行われており、全体として基本的な意匠等を今日に伝えている。大仏・石塔については鎌倉期の状態を良好に保っている。それぞれについては、歴史史料、学術調査によって証明されている。

「材料・材質」:寺院の主要伽藍については、修理の際に旧状通りの材質及び技術を用いて行われていることが、学術調査によって証明されている。

「用途・機能」:記念工作物である構成資産については、その全てが宗教施設として生き続けており、用途・機能の観点からの真実性に疑いがない。

「伝統・技術」:記念工作物である構成資産については、その都度、必要な修理を旧来通りの伝統的な技術を用いて継続的に行われており、伝統・技術の観点からの真実性は疑いがない。

「位置・環境」:構成資産のいずれも位置を変えずに存続し、歴史史料・学術調査により証明済み。また、周辺を取り囲む山稜部と一体となって保存されており、その周辺環境とともに、往時の姿を今日に伝えている。

「精神性・感性」:周辺環境が今日に至るまで高いレベルで維持され、今なお宗教施設として地域の人々の中で生き続けていることなどから、これらの資産が有していた精神性・感性は今日に継承されていることを示すことができる。

9. 類似資産との比較研究

改訂推薦書における比較対象資産及び比較の視点については現在検討中である。

なお、イコモス勧告の検証により、個別資産ごとの比較の重要性が明らかになったことから、コンセプトや構成資産の検討に向けた比較研究を進めている。

平成 26 年度は、イコモス勧告における評価が高く、文献調査および有識者の意見聴取結果からも再推薦に際して構成資産の核となり、コンセプトに直結する蓋然性が高い、「禅宗寺院・禅宗様建築・庭園」を中心に国内外資産との比較研究を進めている。

10. 構成資産の一覧表及び位置図

改訂推薦書における構成資産については現在検討中である。
なお、平成 24 年提出の推薦書においては別紙 1、2 のとおりである。

11. 緩衝地帯(バッファ・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

改訂推薦書における緩衝地帯については現在検討中である。
なお、平成 24 年提出の推薦書においては別紙 2 のとおりである。

12. 保存管理計画の策定状況

24 年推薦時に構成資産に含めた史跡・建造物等について、保存管理計画は既に策定済みである。

「武家の古都・鎌倉」の包括的保存管理計画（平成 23 年 1 月 25 日策定）については、再推薦に係る資産が確定した時点で改訂予定。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

検討中

14. その他

(1) 平成 27 年 3 月 2 日から 3 月 31 日の間に国際会議やシンポジウム等の予定
イ コモス前副会長のグオ・ジャン氏を招聘し、「鎌倉」の構成資産候補を視察するとともに、コンセプトの検討に向けて意見交換を行う予定。

(2) 報告基準日（平成 26 年 3 月 1 日）以降における特記事項
平成 27 年 3 月 16 日に「鎌倉」文化遺産比較研究委員会を設置し、同 3 月 17 日に第 1 回委員会を開催した。平成 26 年度の比較研究の結果について報告するとともに、今後の方向性等について協議いただいた。

(3) その他
ア 平成 25 年 7 月 10 日に前文化庁長官近藤誠一氏による講演会「これからの鎌倉」を実施した。

イ 平成 27 年 1 月 30 日にパネルディスカッション『『鎌倉』の世界文化遺産登録を考える』を実施した。（パネリスト：稲葉信子筑波大学大学院教授、岡田保良国士舘大学教授、高橋慎一郎東京大学資料編纂所准教授、本郷和人東京大学資料編纂所教授）

別紙1 平成24年推薦時の構成資産候補の一覧表

資産名称 古都・鎌倉の寺院・神社ほか(平成24年推薦時の「武家の古都・鎌倉」における重要な要素)

No.	(ふりがな) 構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状 況	(ふりがな) 所在地	指定にむ けた 準備状況	備考
1	つるがおかはちまんぐう 鶴岡八幡宮	史跡・重要文化財		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		※山稜部につ いては歴史的 風土特別保存 地区により保 護されている。
2	じゅふくじ 寿福寺	史跡		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		
3	けんちようじ 建長寺	史跡・名勝・重要文化財		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		
4	ずいせんじ 瑞泉寺	史跡・名勝		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		
5	かまくら だいぶつ 鎌倉大仏	史跡・国宝		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		
6	かくおんじ 覚園寺	史跡		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		
7	ようふくじ あと 永福寺跡	史跡		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		
8	ほっけ どうあと 法華堂跡	史跡		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		
9	ほうじょうし ときわのていあと 北条氏常盤亭跡	史跡		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		
10	かめがやつざか 亀ヶ谷坂	史跡		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		
11	けはいざか 仮粧坂	史跡		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		
12	だいぶつきりどおし 大仏切通	史跡		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		
13	ごくらくじ 極楽寺	史跡		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		
14	えんがくじ 円覚寺	史跡・名勝・国宝		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		
15	じょうこうみょうじ 浄光明寺	史跡		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		
16	え がらてんじんしゃ 荏柄天神社	史跡・重要文化財		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		
17	あさい な まりどおし 朝夷奈切通	史跡		かながわけん よこはまし かまくらし 神奈川県横浜市・鎌倉市		
18	とうしょうじ あと 東勝寺跡	史跡		かながわけん かまくらし 神奈川県鎌倉市		
19	な ごえきりどおし 名越切通	史跡		かながわけん かまくらし ずしし 神奈川県鎌倉市・逗子市		
20	しょうみょうじ 称名寺	史跡		かながわけん よこはまし 神奈川県横浜市		
21	わ か えのしま 和賀江嶋	史跡		かながわけん かまくらし ずしし 神奈川県鎌倉市・逗子市		

※例1～例3を参考に記載してください(報告時には例1～例3は削除してください)。

※行は適宜追加、削除してください。

※行の高さ、列の幅は任意ですがA4用紙(縦)による報告としてください(2枚以上となっても構いません)。

※備考欄には特記事項があれば記載してください。

